

令和5年3月2日

準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会のご案内

この度、北海道運輸局より、札幌交通圏のタクシー事業者から提出のあった公定幅運賃変更申請について要否の判定を行った結果、「変更を行う必要がある。」と判断した旨を協議会に通知して、構成委員に意見を聞くよう通知がありました。

また、協議会設置要綱の第5条（協議会の運営）について会長及び事務局長の任期が切れていることから新たに更新する必要があります。

つきましては、この案件についてご審議いただく準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を書面にて開催いたしますので、お知らせします。

なお、書面による本協議会に構成員として希望される方は3月7日までに事務局まで申し出下さい。

記

1. 審議事項

議案1 札幌交通圏の公定幅運賃変更の要否判断結果について

議案2 協議会設置要綱 会長及び事務局長の任期更新について

以上

お問合せ先

準特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局

一般社団法人 札幌ハイヤー協会

担当 増田・石亀

(電話) 011-561-1171